

1. 電子決済（マイページ）への支払方法変更申込

スマートフォン・タブレット



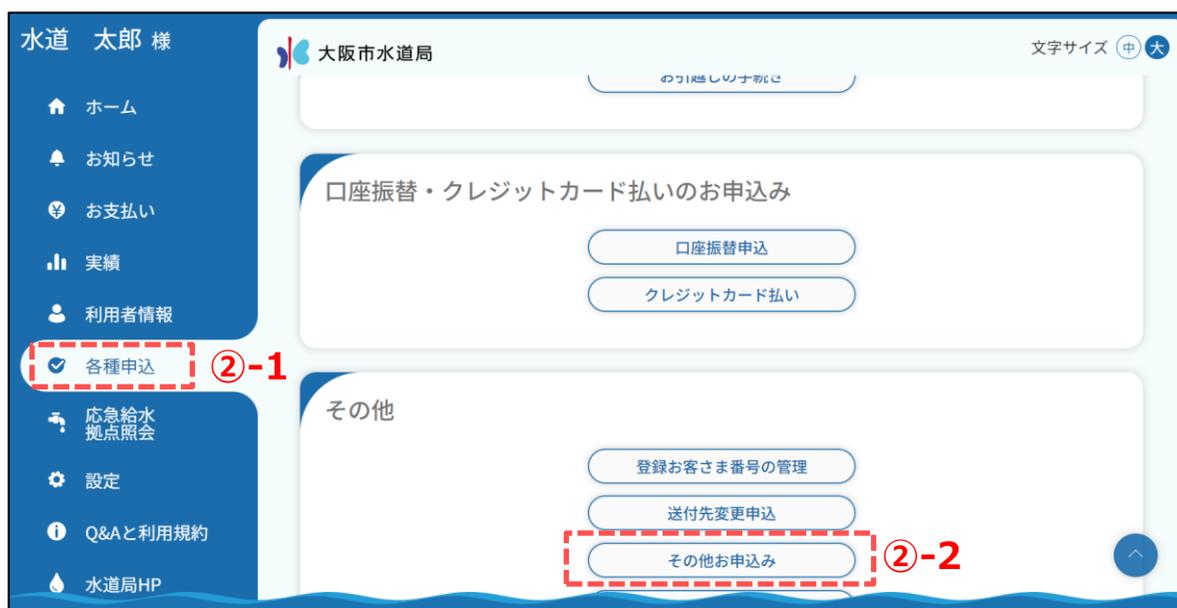
マイページ上から電子決済を行うには、まず支払方法を「電子決済（マイページ）」に変更する必要があります。

スマートフォンやタブレットでマイページを操作されている方は、下記手順に沿って、「その他お申込み画面」を開いてください。

- ①-1. フッターメニュー「マイページ」ボタンをタップし、メニューを開きます。
- ①-2. 「各種申込」ボタンをタップします。
- ①-3. 「その他お申込み」ボタンをタップします。



パソコン



パソコンでマイページを操作されている方は、下記手順に沿って画面を開いてください。

- ②-1. サイドメニューの「各種申込」ボタンをクリックします。
- ②-2. 「その他お申込み」ボタンをクリックします。

1. 電子決済（マイページ）への支払方法変更申込

その他お申込み画面

大阪市水道局
水道 太郎 様

お申込み

*:必須入力

申込種別
申込種別を切り替えるときは「クリア」を押してください

選択してください

クリア

選択してください

③ 納入通知書の再発行

支払方法変更

使用者電話番号の変更

戻る

ホーム お知らせ お支払い 実績 マイページ

- ③ 申込種別の「選択してください」のプルダウンをタップし、「支払方法変更」をタップすることで、支払方法変更申込画面が表示されます。

支払方法変更申込画面

大阪市水道局
水道 太郎 様

お申込み

*:必須入力

申込種別
申込種別を切り替えるときは「クリア」を押してください

支払方法変更

クリア

④

⑤

⑥

お客さま情報 *
X9000023456 大阪市生野区小路東2丁目1

住所
〒544-0003
大阪市生野区小路東2丁目1-3-8 テスト団地3-8

契約者氏名
水道 太郎

支払方法 *
 納入通知書
 電子決済（マイページ）

電子決済とは、マイページ上からPayPayで水道料金等をお支払いできる支払方法です。
なお、電子決済による1回あたりの請求額を30万円未満とさせていただいているため、当該金額を超えた場合は納入通知書を送付しますので、そちらからお支払いをお願いします。

連絡先電話番号【半角】 *
080 - 2160 - 7491

日中ご連絡のとれる電話番号を入力してください。

連絡先区分 *
携帯

確認

戻る

ホーム お知らせ お支払い 実績 マイページ

- ④ 支払方法変更申込情報を入力します。
必須項目入力後、「確認」ボタンをタップします。
タップすると、支払方法変更申込確認画面が表示されます。

現在のお支払方法と同じ支払方法への変更申込情報を入力した場合、エラーとなりますので、入力内容をお確かめください。

現在の支払方法と同じ支払方法では申込できません。

閉じる

- ⑤ 支払方法変更をしたいお客さま情報を選択します。
※マイページに複数のお客さま情報を追加していないお客さまは、次の手順に進んでください。
- ⑥ 支払方法の「電子決済（マイページ）」の横のボタンをタップし、チェックを入れます。

支払方法 *

納入通知書

電子決済（マイページ）

1. 電子決済（マイページ）への支払方法変更申込

支払方法変更申込確認画面

大阪水道局

水道 太郎 様

お申込み

申込種別
支払方法変更

当月検針日の3営業日前以降の申込みについては、次月分からの変更となります。
(例：検針日が15日のお客さまの場合、12日までに申込みいただくと当月分からの変更です)

納入通知書については、水道局に登録している送付先のご住所に送付させていただきます。

⑦

お客さま番号
X90000023456

住所
大阪市生野区小路東2丁目1-3-8 テスト団地3-8

契約者氏名
水道 太郎

支払方法
電子決済（マイページ）

連絡先電話番号
999-9999-9999

連絡先区分
携帯

支払方法の変更手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法となります。

申請

戻る

ホーム お知らせ お支払い 実績 マイページ

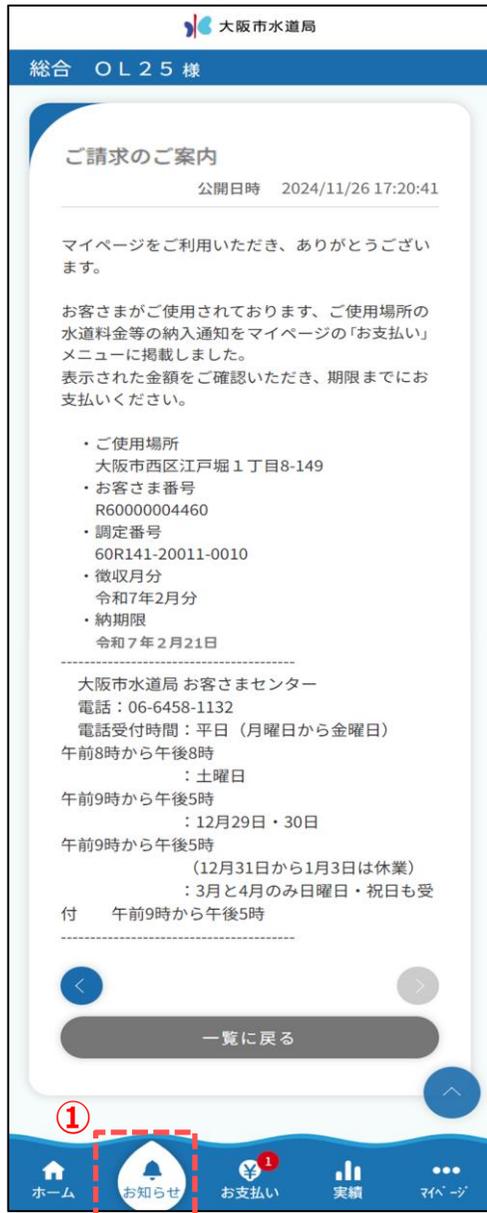
- ⑦ 入力した内容をご確認いただき、問題なければ「申請」ボタンをタップします。タップすると下記メッセージが表示されます。



以上で電子決済への支払方法変更申込は完了です。

2. 電子決済（マイページ）でのお支払い方法

ご請求のご案内



電子決済（マイページ）でのお支払い方法を説明します。

※電子決済への支払方法変更がお済でないお客さまは、「1. 電子決済（マイページ）への支払方法変更申込」をご確認ください。

- ① 水道料金等の請求情報が確定しましたら、マイページの「お知らせ」メニュー及びお客さまがマイページに登録されたメールアドレスに「ご請求のご案内」という件名で、マイページ上から水道料金等をお支払いいただきたい旨をご案内をいたします。

お支払い画面



- ② 電子決済可能な件数が「お支払い」ボタンの右上に通知バッチで表示されます。
フッターメニュー「お支払い」ボタンをタップし、お支払画面を開きます。

- ③ 「納入通知詳細」ボタンをタップすることで、納入通知詳細画面が表示されます。

※お支払い件数が2件以上の時は、古い明細から順にお支払ください。

- ④ 納入期限までの日数が表示されます。

2. 電子決済（マイページ）でのお支払い方法

納入通知詳細画面

大阪水道局

総合 OL25 様

明細 5

令和7年2月分 期限33日前

合計金額 **1,045** 円

(内消費税及び地方消費税相当額 95 円)

お支払い期限 **令和7年2月21日**

ご使用水量 10 m³

ご使用期間 令和7年1月7日～
令和7年2月3日

月数 1

上水道料金 10%対象 1,045 円

(内消費税及び地方消費税相当額 95 円)

下水道使用料 円

(内消費税及び地方消費税相当額 円)

作成日 令和7年2月6日

令和6年度未振替収入

ただし、水道料金・下水道使用料

お客さま番号 R60000004460
 調定番号 60R141-20011-0010
 ご使用場所 大阪市西区江戸堀1丁目8-149
 契約者氏名 24.メータ故障取替10日未満 様

お支払い方法 6

下水道使用料に係る不服申立てについて

1. 通知された下水道使用料について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面により、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

2. 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表するものは、大阪市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

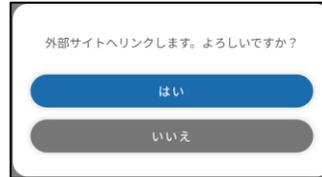
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対して1年を経過した場合は、処分取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

戻る

ホーム お知らせ **お支払い** 実績 マイページ

⑤ 徴収月分の明細を確認できます。

⑥ 請求金額・明細を確認後、PayPayアイコンをタップし、PayPayにより水道料金等をお支払いください。タップ後は、下のようなメッセージが表示されます。



「はい」をタップ後、お客さまがお使いの端末の設定によりませんが、スマートフォンの場合、PayPayアプリが起動します。パソコンの場合、PayPayブラウザが開きます。

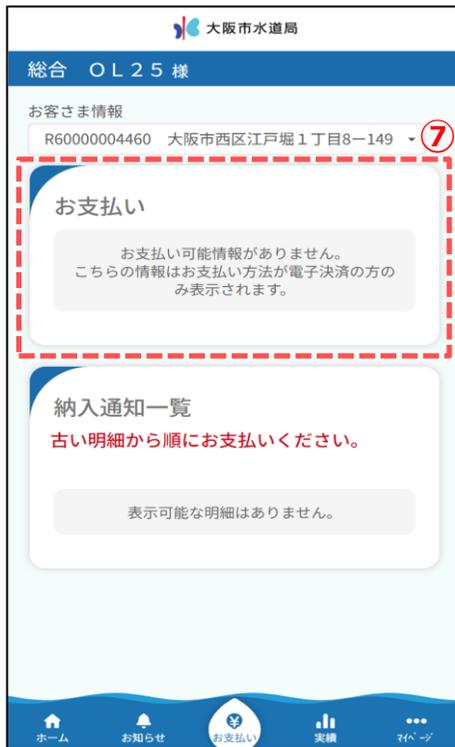
※画面遷移後の決済の流れはPayPay公式サイトをご確認ください。（パソコンをご利用のお客さまも同様です。）

PayPay公式サイト

<https://paypay.ne.jp/guide/net-service/>

2. 電子決済（マイページ）でのお支払い方法

支払画面（お支払後）



⑦ お支払い完了後、他に電子決済でお支払い可能な納入通知が無い場合はこのような画面になります。

以上で電子決済でのお支払いは完了です。